

## フォルテの届出概要について (法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 新生信託銀行株式会社
- 2 届出日 平成 30 年 4 月 25 日
- 3 店舗の名称 フォルテ
- 4 店舗設置者 新生信託銀行株式会社
- 5 店舗所在地 柴田郡大河原町字小島 2 番地 1 外
- 6 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置 (軽微変更承認済み)
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
    - (変更前) 25 か所
    - (変更後) 29 か所
- 7 変更する年月日 平成 30 年 4 月 26 日
- 8 事務手続き等
  - ・公告年月日: 平成 30 年 5 月 9 日
  - ・縦覧期間: 公告の日から平成 30 年 9 月 10 日まで (公告の日から 4 か月)
  - ・地元説明会: (1) は軽微変更により開催不要, (2) (3) は掲示による説明 (予定)
  - ・市町村等からの意見書提出期限: 平成 30 年 9 月 10 日 (公告の日から 4 か月以内)
  - ・県の意見の通知期限: 平成 30 年 12 月 25 日 (届出から 8 か月以内)

### ■変更に関するもの以外の事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
22,018 m<sup>2</sup>
- 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 954 台
  - (2) 駐輪場の収容台数 64 台
  - (3) 荷さばき施設の面積 616 m<sup>2</sup>
  - (4) 廃棄物保管施設の位置及び容量 261 m<sup>3</sup>
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 開店時刻及び閉店時刻  
ヨークベニマル: 午前 9 時から午後 11 時まで  
その他: 午前 9 時から午後 10 時まで
  - (2) 駐車場利用時間帯  
P-1, P-2, P-3: 午前 8 時から午前 1 時 30 分まで  
その他: 午前 9 時 30 分から午後 10 時まで
  - (3) 荷さばき可能時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで